

新見市（上下水道料金・市営住宅家賃）徴収猶予申請書

令和 2 年 4 月〇〇日

新見市長 様

申請者 住 所 新見市新見〇〇番地〇
氏 名 〇 〇 〇 〇 印
電話番号 090-****-****

上下水道料金・市営住宅（特定公共賃貸住宅、小集落改良住宅及び単独住宅含む）家賃について、次のとおり徴収猶予を受けたいので申請します。

なお、徴収猶予を受けた上下水道料金・市営住宅家賃については、徴収猶予後の納期限までに納付します。

種 別	上下水道料金	市営住宅家賃
使 用 場 所 団 地 名 等	(使用場所) ☐ 申請者住所に同じ ☒ 新見市 高尾 00 番地 00 〇〇ビル201	〇 〇 団地 101 号
徴 収 猶 予 を 希 望 す る 料 金 ・ 使 用 料	☒ 令和 2 年 4 月分 (令和 2 年 5 月 2 5 日納期限) ☒ 令和 2 年 5 月分 (令和 2 年 6 月 2 5 日納期限)	☒ 令和 2 年 5 月分 (令和 2 年 6 月 1 日納期限) ☒ 令和 2 年 6 月分 (令和 2 年 6 月 3 0 日納期限)
徴 収 猶 予 を 希 望 す る 期 間	当初の納期限から 12 か月間 (最長 1 2 か月)	
徴 収 猶 予 を 希 望 す る 理 由	新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴い、収入が減少し、上下水道料金及び市営住宅家賃を納付することが一時的に困難になったため。	

【本申請書は、次のいずれかへ提出してください】

- | | | |
|-----------------------------|-------------|-------------------|
| 〇 〒718-0004 新見市馬塚 3 番地 2 | 新見市建設部上水道課 | (電話 0867-72-8971) |
| 〇 〒718-0013 新見市正田 330 番地 62 | 新見市建設部下水道課 | (電話 0867-72-6138) |
| 〇 〒718-8501 新見市新見 310 番地 3 | 新見市建設部都市整備課 | (電話 0867-72-6118) |